

提 案 者 会 長

議 題
顧問の解任について

議 案

令和2年 月より当連盟と法律顧問契約を締結していた「弁護士法人 Authense法律事務所」については 法律顧問として社員総会対応等の必要性がなくなったため 今年の契約期限（9月末日）をもって契約を更新せず、同契約を解除することといたします。

これに併せ、同事務所は第52回理事会（令和2年9月開催）の決議により 定款第29条にもとづく連盟の 顧問 に任命されていましたが、本理事会の決議により、この任を解くこととしたいので、ご審議願います。

なお、空席となる法律顧問については今後検討することとしたい。

提 案 者 会 長

議 題

クラブ規程及び助成に関する規程の改正について

議 案

第 72 回理事会第 12 号議題において、助成制度の対象としてボーイスカウト・ガールスカウト等を追加することにつき、体験運用の日までには何らかの結果を出すことが決議された。

また、登録クラブ制度や助成については、従前よりいくつかの問題点が指摘されている。

そこで、「クラブ規程」及び「助成に関する規程」の改正案を添付のとおり作成したのでご審議願いたい。

なお、改正の趣旨は以下のとおりである。

- 1 ボーイスカウト社団局に対する助成を行えるようにするため、助成の対象として、「(3)「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟及びボーイスカウト各都道府県連盟において、スカウト活動のために開設された社団局。ただし、当該社団局を開設した主体が本連盟登録クラブ（青少年クラブ）となることを条件とする。」を追加する（助成に関する規程第 7 条第 1 項(3)）。

なお、ボーイスカウト社団局に限定せず、それに類する青少年関係の社団局も含める条文にすることも考えられるが、その範囲を抽象的に検討するのは難しく、今後、実際に特定の団体から助成の要望があった場合に、その妥当性を検討し、理事会の決議をもって助成に関する規程第 7 条第 1 項に追加すれば足りることから、今回は、ボーイスカウト社団局に限る改正とする。

- 2 ボーイスカウト社団局等、青少年を主体とする登録クラブの受け皿として「青少年クラブ」を新設し、「22 歳未満の青少年が構成員の 3 分の 2 以上を占めるクラブをいう。」と定義する（クラブ規程第 2 条(5)）。

-
- 3 学校クラブ等が、記念局等、複数の社団局を開設した場合に、転送料相当額も助成の対象とできることを明記する（助成に関する規定第 7 条第 2 項）
 - 4 所属学校長等の証明書が助成を受けるハードルとなっているとの意見を踏まえ、所属学校長の証明書の添付を不要とする。これを不要としても、登録クラブとしての登録の際に審査を行っていることから、問題は生じないと考ええる（助成に関する規定第 9 条第 1 項、別表第 2 号乙様式）。
 - 5 規程上、助成の決定は理事会で行うとされているにもかかわらず、実際には、クラブへの助成と青少年への助成は事務局限りで行われていることから、規定ぶりを実態にあわせるとともに、事務局は、少なくとも年 1 回、助成の状況を理事会に報告することとする（助成に関する規定第 6 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 8 条第 3 項）
 - 6 従事者免許を持たない顧問の先生でも学校クラブの代表者・連絡者に就任できるように、代表者と連絡者の要件を緩和する（クラブ規定第 9 条(2)）
 - 7 「登録クラブは連盟の周知事項について優先的に連絡を受けることができる」との条文は実態に即していないので、登録クラブ代表者会議等を通じた情報提供を受けることができると書き換えるとともに、各クラブから各種情報を構成員に周知することをお願いする条文を設ける（クラブ規程第 10 条第 1 項）。
 - 8 登録クラブのメリットとして、一定の条件で助成をうけられることを明記する（クラブ規程第 10 条第 2 項）
 - 9 登録クラブ制度の存在意義が、規定上必ずしも明確ではないので、「本連盟は、アマチュア無線界における各種活動団体の活動を支援し、かつ、本連盟の活動に対する協力を得ることを目的として、本規程により登録クラブ制度を設ける。」との条文を設ける（クラブ規程第 1 条）。
 - 10 登録クラブへの登録を促すために、助成を受けるためには、学校クラブ、ボーイスカウト社団局に限らず、児童館等のクラブ、障がい者のクラブも登録クラブとなることを条件とする（助成に関する規程第 7 条第 1 項(2)、(4)）。（なお、現状、助成対象となっている社団局は全体で 50 くらい。）
 - 11 その他、形式的な修正を行う。

以上

提 案 者 会 長

議 題

IARU 第 3 地域 HF バンドプラン委員会による 40m バンドプラン案
に対する JARL の意見

議 案

IARU 第 3 地域 HF バンドプラン委員会による 40m バンドプラン案に対し、
JARL として添付の意見（案）を提出したいので、ご審議願います。

資料

- 1 JARL の意見（案）
- 2 IARU-R3 バンドプラン委員会の案
- 3 IARU-R3 バンドプラン委員会の案（機械翻訳）
- 4 答申（国際問題検討委員会）
- 5 答申（コンテスト委員会）
- 6 答申（バンドプラン委員会）
- 7 意見募集結果についての坂井常務の分析